

## 鹿屋市指定給水装置工事事業者(新規)申請について

鹿屋市給水条例が適用される区域内(上水道区域内)における給水装置の工事は、鹿屋市水道事業給水条例第8条により「指定」を受けた者が施工することになっています。

### 【新規申請の手続き】

(1) 指定給水装置工事事業者申請書の提出(必要書類を添えて提出してください)

↓【受付・書類審査】

(2) 手数料の納入(窓口で発行する納入通知書又は口座振込により金融機関等で振込んでください)

↓【手数料納入※受付日＝納入日】

(3) 事業者証の交付(工務課内の文書棚 ※郵送を希望される場合、返信用封筒を添付してください)

### 【新規申請に必要な書類】

個人	法人	申請に必要な書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者申請書(様式第1)	表裏ともに記入してください
○	○	誓約書(様式第2)	
○	○	給水装置主任技術者選任届出書(様式第2)	選任する主任技術者全員の給水装置工事主任技術者免状(写し)、住民票(発行から3か月以内)及び写真(縦3.0cm×横2.4cm×2枚)を添付してください
○	○	配管工登録申請書 ※配水管から水道メーターまでの工事を施工する場合、規程により登録が必要です	登録する配管工全員の技能検定合格証書(写し)、住民票(発行から3か月以内)及び写真(縦3.0cm×横2.4cm×2枚)を添付してください
—	○	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行日から3か月以内のもの
—	○	定款の写し	直近のものを添付してください
○	○	機械器具調書(別表)	調書にある機械器具の写真の一覧表を添付する

※申請書(様式)及び添付書類については、鹿屋市ホームページ(「暮らし・手続き」>上下水道>上水道>鹿屋市指定給水装置工事事業者申請書類等一覧)参照

○申請手数料 10,000円

○申請書の提出先 鹿屋市上下水道部工務課

○問い合わせ先 鹿屋市上下水道部工務課配給水係 電話 0994-43-4225

E-mail koumu@e-kanoya.net 〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号(鹿屋農業高校前)